

第一章 名稱及位置

本支部は關東鐵道労働組合野田支部と稱し日本労働總同盟關東鐵道労働組合に加盟す

第二章 組織及機關

本支部は左の資格を有する野田町地方の一般労働者を以て組織す

一、滿十五才以上の労働者にして東方正なる者

本支部會員中、購買部従業員、日雇庶工、工員寄宿舎炊事従業員は第十八委員會之を統轄す

本支部は統制の便宜上之を會員の勤務工場毎に分ち工場委員會を置き之を統轄す

本支部に左の機關を置く

一、大會 二、委員會 三、理事會 四、工場委員長會議 五、工場委員會

大會は本支部會員全部を以て組織し、毎年一回支部長之を召集し本支部に關する重要事項を協議決定す

但し委員會に於て出席委員四分三以上の賛成を得たる時は支部長は臨時大會を召集することを得

大會の期日は開催期日一ヶ月前の委員會に於て決定するものとす

大會の議長は支部長之に任じ議事は出席員の過半数を以て決し可否同數なる時は議長の決する處による

議長は大會中に於ける各種會合の司會者たるものとす

議長は開會と共に左記各種の大會委員を任命するものとす

一、豫算委員 二、會計審査委員 三、法規委員 四、建議委員 五、大會書記 其他

委員會は本支部役員全部を以て組織し本支部に關する一般の事項を協議決定す

委員會は毎月五日の定期委員會以外に必要に應じ支部長之を召集す 定期委員會は午後二時開會とす

但し期日及時間は理事會に於て變更することあるべし

委員會提出議案は毎月一日十五日午後一時までに書記へ提出するものとす

理事會は支部長主事理事會計及書記を以て組織し支部長之を召集す

一、理事會は本支部の執行機關にして大會及委員會の決議の範圍内に於て臨機の決議並に適當の處置をなすことを得

二、理事會は必要と認めたる時大會を召集することを得

工場委員長會議は本支部所屬の各工場連絡機關とす 但し大會又は委員會の決議の範圍内に於て本支部に關する臨機の決議並に適當の處置をなすことを得

工場委員會は本支部會員の勤務工場所屬役員を以て組織し本支部の常備執行機關とす

一、工場委員會は委員會の決議の範圍内に於て當該工場會員に關する事項につき臨機の處置をなすことを得

二、工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得

工場委員會は會務の進行を圖るために副工場委員長を選挙することを得副工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得

工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統轄す

工場委員會は決議権を有せざるものとす

第三章 役員

本支部に左の役員を置く

一、支部長 一名

二、主事 若干名

三、顧問 六名

四、理事 二名

五、書記 一名

六、會計 若干名

七、工場委員長 若干名

八、委員 若干名

九、專門部長及部員 六名

一〇、會計監査 部長一名 副部長二名

二、治警部員

支部長、主事、會計、會計監査、は大會に於て選挙す

本支部主事を有給とす

專門部長及顧問は理事會に於て推薦し委員會の協賛を經るものとす其期日は毎年六月とす

專門部員は共済部、法律部、出版部を除く外各工場に各一名を置き之を各工場委員會に於て選挙するものとす

工場委員長は當該工場委員の互選とす

理事及書記は委員會に於て選挙するものとす其期日は毎年六月とす

一、支部長は本支部を代表し大會及委員會の決議に基づき一切の會務を總理す

二、支部長は必要に應じ理事會の協賛を得て役員を任免することを得

主事は支部長の指示を受け會務を處理し支部長不在の時は之を代理す

顧問は本支部の諮問に應ずるものとす

顧問は理事會に出席し發言することを得

但決定権を有せざるものとす

理事は支部長及主事と共に連帶責任を有するものとす

書記は本支部一切の事務を處理し其責に任ず

會計監査は本支部の金銭出納並に財産の保管に關する一切の事務を處理し其責に任ず

會計監査は會計の監督及審査をなすものとす

工場委員長は所屬當該工場會員の統制に任ず

工場委員長は毎月一回當該工場情勢報告書を支部長に提出するを要す

工場委員會は毎月一回當該工場情勢報告書を提出するものとす

委員は工場委員長を補佐し、會務の進行を圖るものとす

各專門部長は第十四條の規定に従ひ議案を提出するを得

各專門部長は支部長の承認を経て專門部員會を開催することを得

各專門部長は(但自警部を除く)毎月一回各擔任部門の情勢を支部長に報告するものとす

各專門部長は支部長を補佐し其擔任部門の事務を處理するものとす

各專門部は本規約に従ひ内規を作ることを得

第四十六條

第四十七條